

新潟市中小企業開業資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内での新規開業等を支援することにより、本市産業の振興に資するため、市と別表第1に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が提携して実施する、中小企業開業資金（以下「資金」という。）の貸付制度について、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象)

第2条 資金の貸付けを受けることのできる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

(1) 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者であること。

(2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

(貸付条件)

第3条 資金の貸付けの条件は、別表第3に定めるところによる。

(借入申し込み)

第4条 貸付けを受けようとする者は、借入申込書兼調査書（別記様式第1号）に別表第4に掲げる書類を添付し、市長の審査を経て、希望する取扱金融機関に申し込むものとする。

(資金の貸付)

第5条 借入れ申し込みを受けた取扱金融機関は、貸付けを適当と認めたときは、第3条の貸付条件に基づき、資金の貸付けをするものとする。

(貸付資金)

第6条 市長は、前条の貸付資金として、取扱金融機関に対し予算の範囲内の額を預託する。

2 取扱金融機関は、前項の規定により預託を受けた額に3.0倍を乗じた金額以上の額

を融資するものとする。

(利子補給)

第7条 市長は、別表第2の創業関連保証を利用する者のうち特定創業支援枠により同資金の融資を実行した取扱金融機関に対し、融資実行日から36か月後の応当日までの貸付利子相当額を利子補給するものとする。

2 融資を実行した取扱金融機関は、利子補給金計算書（別記様式第2号）により利子補給額を算定し、利子補給請求書（別記様式第3号）を4月1日から9月30日分は10月10日までに、10月1日から3月31日分は4月10日までに、市長へ提出しなければならない。

3 市長は、請求書を受領した月の翌月末日までに、利子補給金を取扱金融機関へ振り込まなければならない。

(利子補給の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給を行わないものとする。

- (1) 借入金の返済がないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。
- (3) 資金借受者が償還を延納した場合において、取扱金融機関が新潟県信用保証協会に対し代位弁済の請求をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないと認めたとき。

(報告)

第9条 取扱金融機関は、毎月の貸付状況について貸付状況報告書により市長に報告するものとする。

(損失の補償)

第10条 貸付けによって生じる損失は、取扱金融機関の負担とする。

(融資決定の取消し)

第11条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正手段により資金の融資を受けた場合
- (2) 資金の融資決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(3) 第2条第2号に該当しないと認められた場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資決定を取り消した場合は、その旨を当該融資決定を受けた者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

この要綱は、平成2年1月4日から施行する。

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

この要綱は、平成2年10月15日から施行する。

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成3年11月15日から施行する。

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成4年11月19日から施行する。

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

この要綱は、平成6年1月4日から施行する。

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

この要綱は、平成7年9月11日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 6 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 3 月 21 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行し、同日以降の貸付から適用する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の貸付から適用する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の貸付から適用する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業
開業資金貸付要綱の規定は、同日以後の貸付から適用する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業
開業資金貸付要綱の規定は、同日以後の貸付から適用する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業
開業資金貸付要綱の規定は、同日以後の貸付から適用する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業
開業資金貸付要綱の規定は、同日以後の貸付から適用する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業
開業資金貸付要綱の規定は、同日以後の貸付から適用する。

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業
開業資金貸付要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業
開業資金貸付要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業
開業資金貸付要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業
開業資金貸付要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

この要綱は、平成 30 年 7 月 9 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業

開業資金貸付要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業開業資金貸付要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

この要綱は、令和元年 12 月 9 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業開業資金貸付要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 10 月 7 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業開業資金貸付要綱の規定は、同年 8 月 2 日以後の資金の貸付から適用する。

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業開業資金貸付要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

別表第 1（第 1 条関係）

株式会社第四北越銀行，株式会社大光銀行，株式会社秋田銀行，株式会社きらやか銀行，株式会社東邦銀行，株式会社北陸銀行，株式会社三菱UFJ銀行，株式会社みずほ銀行，新潟信用金庫，三条信用金庫，新発田信用金庫，加茂信用金庫，新潟縣信用組合，はばたき信用組合，興栄信用組合，巻信用組合，協栄信用組合，新潟県信用農業協同組合連合会，株式会社商工組合中央金庫

別表第 2（第 2 条関係）

一般開業する者	適切かつ確実な事業計画を持ち，これを実施すると認められる者で，次に掲げる要件の全てを満たしているもの (1) 資金の貸付を受けようとする者（法人にあっては，当該法人の代表者）が職歴を 2 年以上有する者で，市内において開業するもの又は融資申込時点で，開業して 1 年未満のものであること。 (2) 過去 3 年以内に不渡り又は倒産の事故がない者であること。 (3) 既に納期を経過した市税を完納している者であること。 (4) 開業する業種は，中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年 政令第 350 号）第 1 条 に規定する保険対象業種であること。 この場合において，許認可を要する業種については，許認可を受けていること。
新潟県信用保証協会の創業関連保証を利用する者	既に納期を経過した市税を完納した者であって，次の各号のいずれかに該当するもの (1) 事業を営んでいない個人であって，貸付実行後 1 か月（特定創業支援枠の対象となる者にあつては，6 か月）以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの (2) 事業を営んでいない個人であって貸付実行後 2 か月（特定創業支援枠の対象となる者にあつては，6 か月）以内に新たに会社を設立し，当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの (3) 融資申込時点で，市内で事業を開業して 1 年（特定創業支援枠の対象となる者にあつては，6 か月）未満のもの

備考 1 表中の「特定創業支援枠」とは，創業関連保証により中小企業開業資金を利用する者のうち，新潟市が認定を受けた創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業の支援を受け，同市が発行する証明書に有する創業者を対象とする制度のことをいう。（別表第 3 及び別表第 4 において同じ。）

2 表中の「融資申込時点」とは，別記様式第 1 号「新潟市中小企業開業資金借入申込書兼調査書」を本市へ提出した時点のことをいう。

別表第 3（第 3 条関係）

申請区分	一般開業	①創業関連保証 ②創業関連保証（特定創業支援枠※）
使 途	運転資金及び設備資金（新会社設立の資本取得は対象外）	
貸付限度	1,000万円	① 3,000万円 ② 2,000万円 3,000万円まで併用可。
貸付利率	償還期間が60か月以内のもの 年1.95パーセント 償還期間が60か月を超えるもの 年2.15パーセント ※特定創業支援枠の場合 償還期間が60か月以内のもの 年1.90パーセント 償還期間が60か月を超えるもの 年2.10パーセント	
償還期間	120か月以内（据置24か月以内）	
返済方法	原則として月賦	原則として月賦（均等分割返済）
保証人担保	金融機関の定めるところによる	物的担保及び第三者保証人は徴求しない 原則として、法人代表者を除いては、保証人を徴求しない
信用保証	金融機関の定めるところによる	信用保証協会の保証付き

別表第 4（第 4 条関係）

申請区分	添付書類
一般開業 創業関連保証 (特定創業支援枠※)	①市税の納税証明書（新潟市の制度提出用） ②見積書（設備資金として利用する場合） ③土地または建物（店舗）を借り受ける場合は、その賃貸借契約書の写し ④許認可等を受けたことを証するもの ⑤認定特定創業支援等事業を受けたことを証する、市が発行する証明書（特定創業支援枠の場合） ⑥暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

新潟市中小企業開業資金
借入申込書兼調査書

（宛先）新潟市長

申込日： 年 月 日

1. 申請区分

☐ 一般開業（職歴を2年以上有し、市内で開業しようとする者、または、市内で開業後1年未満の者）

☐ 創業関連（市内で1か月以内に創業もしくは2か月以内に会社設立による創業をする者。または、市内で開業後1年未満の者）

☐ 特定創業支援枠（本市が発行する証明書を有する者で、次のいずれかに該当するもの）

・市内で6か月以内に創業もしくは6か月以内に会社設立による創業をする者

・市内で開業後6か月未満の者

※ 上記のうち、「1か月以内」、「2か月以内」、「6か月以内」の起算日は、本申込に基づく貸付実行がなされた日を基準とする。

※ 上記のうち、「開業後1年未満」、「開業後6か月未満」の起算日は、本申込日を基準とする。

2. 申請者の略歴

フリガナ

氏名

法人の場合
法人名

住所

（法人の場合
は事業所所在地）

電話

印

〒

—

—

略歴（職歴）

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

現在

☐従業員

☐アルバイト

☐その他

現在又は直近の
勤務先名

同住所

業種

職種

勤続年数

3. 申込内容

申込金額

円

（運転資金

円）

（設備資金

円）

申込
金融機関・
本支店名

本・支店

借入期間

か月

借入
予定日

年 月 日

連
帯
保
証
人

氏名

住所

電話

申込人との
関係

事業所

勤続年数

— —

年 電話 —

電話 — —

年 電話 —

4. 開業の概要

開業地	〒 新潟市 区 電話 — —		開業の目的, 動機等	
開業 予定日	年 月 日		開業する事業の 経験, 資格等	
土地	所有 ・ 借用	m ²		
建物	所有 ・ 借用	m ²		
商号				
業種			開業する事業の セールス ポイント	
取扱品目				
資本金	(法人設立の 場合のみ記入)	千円		
従業員数	人			

5. 資金計画

開業に必要な資金の総額			調 達 方 法		
項 目		金額 (円)	項 目	金額 (円)	割合
設 備 資 金		()	自 己 資 金		%
			借入金 (借入先内訳)		%
			・ _____	_____	
			・ _____	_____	
運 転 資 金		()	・ _____	_____	
			・ _____	_____	
			・ _____	_____	
			・ _____	_____	
(小 計)			そ の 他		%
合 計 (A)			合 計 (=A)		100%

6. 営業計画 (月平均)

項 目	金 額	各項目の算出根拠
売上高 ①	千円	①・・・
売上原価 ②	千円	
人件費 ③	千円	③・・・
家賃 ④	千円	④・・・
借入金返済等 ⑤	千円	⑤・・・
その他 ⑥	千円	⑥・・・
経費計 ⑦	千円	
利益 (①－②－⑦)	千円	

※ 記入上の注意

1. 申請者の略歴 氏名欄の印は個人の場合は実印，法人の場合は代表者印を使用してください。
2. 申し込み内容 金融機関の審査により，保証人が必要になる場合があります。
3. 資金計画 資金調達方法の割合欄は，総額に占める各項目の割合を記入してください。
4. 営業計画 算出の根拠は，項目毎に記入してください。

※ 申し込み上の注意

本申請書は **3 部** 必要です。また，下記の添付書類が 各 1 部 必要です。

申請区分	添付書類
一般開業 創業関連保証 (特定創業支援枠※)	①市税の納税証明書（新潟市の制度提出用） ②見積書（設備資金として利用する場合） ③土地または建物（店舗）を借り受ける場合は，その賃貸借契約書の写し ④許認可等を受けたことを証するもの ⑤認定特定創業支援等事業を受けたことを証する，本市が発行する証明書 （特定創業支援枠の場合） ⑥暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

※ 特定創業支援枠とは，創業関連保証により中小企業開業資金を利用する者のうち，新潟市が認定を受けた創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業の支援を受け，同市が発行する証明書を有する創業者を対象とする制度のことをいう。

----- 以下金融機関記入欄 -----

金融機関 処理報告		取扱金融機関名		担当者	
貸付額	全額 減額 否決 取下 千円	貸付 期間	年 月 日から 年 月 日まで か月	うち据置 か月	
減額・否決 の理由		返済 方法	年 月 日から 円 × 回 (初回・期日に)		
		信用保証	無 ・ 有 (うち，新潟市補助分 円)		

利子補給金計算書

金融機関名：
本・支店名：

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

融資名称	中小企業開業資金 （特定創業支援枠）
制度金利	

		①		①×制度金利
貸付内容	期 間	日 数	制度金利による計算元金	利子補給額
貸付日 年 月 日 最終償還日 年 月 日 貸付金額 円	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
合 計				

新潟市融資制度貸付金に関する利子補給請求書

(あて先)
新 潟 市 長

下記のとおり請求します。

年 月 日

金 額	百			千			円

但し、中小企業開業資金（特定創業支援枠）
年 月 から 年 月 分 利子補給金として

所在地
法人名
代表者名

(担当者名： 電話番号：)

支払方法	口座振込
------	------

下記口座へ振込み下さい。
銀行名（本・支店名まで記入してください。）

本店・支店 / 本店・支店コード

口座番号 普通
当座 No.
別段

(フリガナ)
口座名義

摘 要